桜井市建設工事等入札参加資格審査申請要領

桜井市が発注する建設工事または測量・建設コンサルタント等（以下「建設工事等」という。）の競争入札に参加を希望される方は、次のとおり関係書類を提出してください。

<table>
<tr><td rowspan="3">受付対象者</td><td>建設工事
1. 建設業法第 3 条第 1 項（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する建設業の許可を受けている者
2. 令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの期間を審査基準日とする、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査を受けている者
（上記期間を審査基準日とする「経営規模等評価結果・総合評定値通知書」のうち、最新のものを添付資料として提出する必要があります。申請手続中の場合は、その旨を確認できる書類により仮受付しますが、令和 9 年 3 月 12 日（金）までに提出してください。）
3. 雇用保険及び健康保険、厚生年金保険（以下「社会保険等」という。）に加入している者、または社会保険等の適用除外とされている者
4. 審査基準日直前 2 年の営業年度において、営業実績がある者</td></tr>
<tr><td>測量、建設コンサルタント等
下記について、法律または規定に基づく登録や許認可等を受けている者
1. 測量業者　2. 建築士事務所　3. 建設コンサルタント業者
4. 地質調査業者　5. 補償コンサルタント業者　6. 不動産鑑定業者　7. 土地家屋調査業者
※ その他のコンサルタント業務等は「物品購入・業務委託等の入札参加資格審査申請」です。</td></tr>
<tr><td>共通
1. 市税及び国税に滞納が無い者
（市税：「市県民税」または「法人市民税」、「固定資産税」、「軽自動車税」、「国民健康保険税」
国税：「消費税及び地方消費税」または「法人税」、「申告所得税及び復興特別所得税」）
2. 下記の事項に該当しない者
① 入札に係る契約を締結する能力を有しない者
② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
3. 下記の暴力団等排除措置要件に該当しない者
① 役員等が、暴力団または暴力団員である者。
② 暴力団または暴力団員が、経営に実質的に関与している者。
③ 役員等が、その属する法人、自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で、または第三者に損害を与える目的で、暴力団または暴力団員を利用している者。
④ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等、直接的もしくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、または関与している者。
⑤ ③または④に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。</td></tr>
<tr><td>有効期間</td><td>市外業者（下記の市内業者以外の者。）
令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで　（令和 9 年度・令和 10 年度の 2 年間）
市内業者（桜井市内に本店を有する者。）
※ 建設工事の場合は、建設業法第 3 条第 1 項の許可を受けた主たる営業所をいう。
令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで　（令和 9 年度の 1 年間）
※ 追加申請にあたるため、前年度に入札参加資格審査申請書を提出していない事業者のみ対象となります。ただし、登録業種の追加・変更を希望される場合は申請が可能です。</td></tr>
<tr><td>受付期間</td><td>令和 9 年 1 月 18 日（月）から令和 9 年 2 月 5 日（金）まで</td></tr>
<tr><td>提出方法</td><td>原則、郵送に限ります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>提出先</td><td>『〒633-8585　桜井市粟殿 432 番地の 1　桜井市役所 管財契約課 契約検査係あて』

※ 封筒に「入札参加資格審査申請書類 在中」と朱書きで記載してください。
※ 令和 9 年 2 月 5 日（金）の消印有効です。
※ 郵送方法は問いませんが、普通郵便では配達事故等による不着について、確認することができず、市は責任を負いませんので、簡易書留やレターパック等の郵送記録が確認できる方法を推奨しております。
※ 受付票の返送を希望する場合、ハガキまたは任意の受付票・定型封筒（110 円切手貼付）に返信先の郵便番号、住所、会社名（氏名）を記入のうえ提出してください。受付日のみを押印したのち返送します。
なお、受付票の返送をもって登録完了ではないためご注意下さい。</td></tr>
<tr><td>提出部数</td><td>1 部・・・次ページ以降に記載の提出書類をクリアファイルに入れて提出</td></tr>
<tr><td rowspan="3">その他</td><td>建設工事

1. 「様式 1－② 11」に記載された業種（「経営規模等評価結果・総合評定値通知書」の技術職員が記載された建設工事の種類）が登録業種となります。

2. 市外業者のうち、委任先を設ける場合は、委任先の支店・営業所での許可業種以外は登録できません。

3. 市内業者の格付けについて、基準となる技術職員数は、「経営規模等評価結果・総合評定値通知書」に記載された技術職員数とします。
詳細は、桜井市 HP の令和 8・9 年度の市内建設業者格付け基準をご確認ください。
（ホーム▸事業者向け▸入札契約など▸工事・コンサル▸入札参加資格▸市内建設業者格付け基準）</td></tr>
<tr><td>測量、建設コンサルタント等

1. 「様式 2－② 11」に記載された業種（直前年度または直前々年度のいずれかにおいて営業実績のある業種）が登録業種となります。

2. 「建築士事務所」について、委任先を設ける場合は、委任先の支店・営業所での登録が必要です。</td></tr>
<tr><td>共通

1. 登録業種については、年度途中での追加・変更はできません。ただし、取り消しを除きます。

2. 提出書類の内容と事実が相違していることが判明したときは、入札参加資格を取り消すことがあります。

3. この申請により競争入札に参加する資格があると決定された者は、入札参加資格者名簿に登録され、市長部局、教育委員会、公社等の競争入札発注時等に使用されます。

4. 資格審査の結果については、令和 9 年 3 月下旬ごろ市 HP に掲載する入札参加資格者名簿の公表をもって、通知に代えるものとします。

5. 管財契約課 契約検査係で行う建設工事等の入札は、電子入札コアシステムを用いた電子入札方式で行います。桜井市に新たに利用者登録をする場合は、「桜井市電子入札利用者情報交付申請書」を提出いただき、電子入札システムで使用する業者番号を取得する必要があります。（新規申請者の方は、上記 4.の公表後に申請してください。）
詳細は、桜井市 HP の電子入札（建設工事・建設コンサルタント等）をご確認ください。
（ホーム▸事業者向け▸入札契約など▸工事・コンサル▸入札情報▸電子入札（建設工事・建設コンサルタント等）

6. 消せるボールペンや修正テープ（液）は使用しないでください。</td></tr>
<tr><td>問い合わせ先</td><td>桜井市役所 管財契約課 契約検査係　℡：0744-42-9111（内線 1761・1762）
※令和 8 年 12 月 1 日より、窓口・電話受付時間が変更となっております。窓口にお越しの際やお問い合わせの際はご注意ください。

詳細はこちら</td></tr>
</table>

提出書類（建設工事）			
下記の提出書類一覧のうち、申請に必要な書類を番号順に重ね、クリアファイル（A4 判透明）に入れて提出してください。 また、【様式】については指定様式です。桜井市ＨＰからダウンロードしてください。			
提出書類一覧		市内業者	市外業者
1	一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）【様式 1－①、様式 1－②】	○ （原本）	○ （原本）
2	経営規模等評価結果・総合評定値通知書 （許可行政庁の公印を押したもので、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの期間を審査基準日とするもののうち最新のもの） ※ 申請手続中の場合は、1 ページ目の「受付対象者」▸「建設工事」欄の 2. を参照。 ※「その他の審査項目（社会性等）」欄において社会保険等の加入欄が『無』の場合で、通知書発行後に保険料を納めているときは、直近の標準報酬決定通知書、領収証書又は納入証明書等の写しを添付してください。	○ （写し）	○ （写し）
3	建設業許可通知書または建設業許可証明書	○ （写し）	○ （写し）
4	工事経歴書 直近 2 年分（上記、提出書類 2 の経営事項審査申請書類）	○ （写し）	○ （写し）
5	技術職員名簿（上記、提出書類 2 の経営事項審査申請書類）	○ （写し）	○ （写し）
6	使用印鑑届（入札・契約等に使用する印鑑）【様式 3】	○ （原本）	○ （原本）
7	営業所一覧表（委任先を設ける場合のみ）【様式 1－③】　※内容が同じなら任意様式可	×	○ （原本）
8	委任状（委任先を設ける場合のみ）【様式 4】	×	○ （原本）
9	納税証明書（いずれも令和 8 年 11 月 16 日以降に発行されたもの）		
	≪市税≫ 桜井市の税務課が発行する『完納証明書』を提出してください。 ※ 納付が税務課で確認できるには、納付日（口座引落日）から 10 日ほどかかります。	○ （写し可）	×
	≪国税≫ 所管する税務署が発行する納税証明書のうち、 個人事業者：納税証明書「その 3 の 2」 （「申告所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」に滞納がないことの証明書） 法人事業者：納税証明書「その 3 の 3」 （「法人税」と「消費税及び地方消費税」に滞納がないことの証明書） ※ 電子納税証明書の場合はプリントアウトしたものを提出してください。 **※ 免税事業者であっても必ず提出してください。**	○ （写し可）	○ （写し可）
10	誓約書【様式 5】	○ （原本）	○ （原本）
11	事業所の写真（外観・表札・内部）及び所在地の地図（新規申請の場合のみ）	○	×

提出書類（測量、建設コンサルタント等）			
下記の提出書類一覧のうち、申請に必要な書類を番号順に重ね、クリアファイル（A4 判透明）に入れて提出してください。 また、【様式】については指定様式です。桜井市ＨＰからダウンロードしてください。			
	提出書類一覧	市内業者	市外業者
1	一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量、建設コンサルタント等） 【様式２－①、様式２－②、様式２－③、様式２－④】	○ （原本）	○ （原本）
2	営業に関し必要とする登録証明書（登録希望業種のみ） ※「建築士事務所」について、委任先を設ける場合は、委任先の支店・営業所での登録が必要です。	○ （写し）	○ （写し）
3	財務諸表 直近１年分	○ （写し）	○ （写し）
4	測量等実績調書 直近２年分	○ （写し）	○ （写し）
5	技術者経歴書【様式２－⑤】　※内容が同じなら任意様式可	○ （原本）	○ （原本）
6	使用印鑑届（入札・契約等に使用する印鑑）【様式 3】	○ （原本）	○ （原本）
7	営業所一覧表（委任先を設ける場合のみ）【様式２－⑥】　※内容が同じなら任意様式可	×	○ （原本）
8	委任状（委任先を設ける場合のみ）【様式 4】	×	○ （原本）
9	納税証明書（いずれも令和８年 11 月 16 日以降に発行されたもの）		
	≪市税≫ 桜井市の税務課が発行する『完納証明書』を提出してください。 ※ 納付が税務課で確認できるには、納付日（口座引落日）から 10 日ほどかかります。	○ （写し可）	×
	≪国税≫ 所管する税務署が発行する納税証明書のうち、 個人事業者：納税証明書「その３の２」 （「申告所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」に滞納がないことの証明書） 法人事業者：納税証明書「その３の３」 （「法人税」と「消費税及び地方消費税」に滞納がないことの証明書） ※ 電子納税証明書の場合はプリントアウトしたものを提出してください。 **※ 免税事業者であっても必ず提出してください。**	○ （写し可）	○ （写し可）
10	誓約書【様式 5】	○ （原本）	○ （原本）
11	事業所の写真（外観・表札・内部）及び所在地の地図（新規申請の場合のみ）	○	×